

市内事業者が取組む**認証取得**を応援します！

～令和6年度 足利市ISO等認証取得支援補助金のご案内～

ISOは時代遅れ・・・と思われがちですが、世界各国が批准したSDGs（持続可能な開発目標）とISOは行動方針が類似しており、その姿勢を対外的にアピールして企業価値を高めるメリットがあります。本制度はISOだけでなく、各分野に特化した認証からデジタル化が進む現代でニーズが高まっている認証まで幅広く支援します！

1. 補助対象になる認証



だけではなく、
幅広く支援します！



IATF16949

(自動車部品)

ISO13485

(医療機器)



産業分野ごと

ISO/IEC27001

(情報セキュリティー)



JISQ15000 (個人情報)

プライバシーマーク



ISO45001

(労働安全衛生)

JISQ9100

(航空宇宙)



最近のトレンド

日本独自

2. 支援制度の概要

補助事業	(1)ISO認証 例：ISO9001、ISO14001、ISO/IEC27001、ISO45001、ISO22301、ISO13485、ISO22000、ISO50001、ISO37001、ISO39001など (2)その他市長が認める認証 例：IATF16949、JISQ9100、JISQ15000、エコアクション21、プライバシーマーク、HACCP、グリーンプリンティングなど
補助対象者	市内に事業所などを有する者（中小企業者・個人事業主）
補助対象経費	補助対象認証に係る(1)コンサルタント料 (2)審査料 (3)認証・登録料 など ※ただし、認証・登録料が発生するものに限る。
補助額	補助対象経費の30% （1,000円未満切り捨て） 最大50万円 （1補助対象認証あたり）
申請期間	令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日 ※予算の上限額に達した場合には申請期限の令和7(2025)年3月31日を待たず、終了することとなりますのでご注意ください。
補助条件	○令和6(2024)年4月1日以降、新規取得した認証であること ※すでに取得している認証の維持・更新は対象外です。 ○その他法令に違反がないこと

3. 制度利用の流れ（一例）

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

- 取得予定（または取得済み）の認証について、補助対象となるか否かを確認する。
 - 取得目的が経営能力および企業価値の向上を図り、国内外の競争力を高めるためであること。
 - 取得予定（または取得済み）の認証が補助対象であること。
 - 市内に事業所などを有する者（中小企業者・個人事業主）であること。
 - 令和6(2024)年4月1日以降、新規取得した認証であること。

2. 認証取得事業（ISO認証、JIS規格など）を実施

- 補助対象認証を取得してください。（取得済みの場合は省略）
- 「登録証または認定証（写し）」、「申請者名義の通帳（写し）」、「認証の案内」をご準備ください。
- コンサルティング会社又は認証機関などへ必要経費をお支払いした後、「領収書（写し）」、「支払明細書（写し）」をご準備ください。

3. 交付申請書などを市へ提出

- 下記申請書類を持参又は郵送にてご提出ください。

No	申請書類	備考
1	交付申請書	別記様式第1号 ※市のHPよりダウンロード可
2	事業概要書	別記様式第2号 ※市のHPよりダウンロード可
3	補助対象認証の取得を証明する書類の写し	登録証、認定証等（付属書等を含む）
4	補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し	領収書等
5	補助対象経費の内訳を確認できる書類の写し	支払明細書等
6	申請者名義の通帳の写し	市指定の債権者登録申出書でも可
7	認証の概要が分かる書類の写し	認証の案内等

【提出先】

〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館1階）
足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当

4. 交付決定通知書を交付（足利市）

5. 請求書を市へ提出

- 市のHPより 交付請求書（別記様式第5号 ※市のHPよりダウンロード可）を記入のうえ、ご提出ください。

6. 補助金を交付（足利市）

【お問合せ先】

足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当
〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館1階）
電話：0284-20-2110 FAX:0284-20-2259
E-mail：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2024.4.1